大阪湾広域臨海環境整備センター
令和２・３年度 入札参加資格審査申請要領
（物品供給等）

1　資格要件

大阪湾広域臨海環境整備センターが発注する物品供給等の入札参加資格を有することができる者は、次の(1)から(4)のいずれにも該当する者とする。

(1)　営業年数が、継続して２年以上ある者。

(2)　営業を行うについて必要な許可等を有している者。

(3)　地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。

(4)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当する事実を有しない者であり、かつ、当該事実を有する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していない者。

（該当する事実があった後2年を経過した場合を除く。）

2　資格審査を行う種目

今回は４０燃料・油脂・塗料の（１）「燃料」のみ受付

種　　目	項　　目
31　機械・工具類	(1) コンベア (2) クレーン (3)スプレッダー (4) その他揚陸搬送機器 (5)その他機械 (6) 工具
32　理化学機器	(1)光学機器 (2)計測機器 (3)試験分析機器 (4)公害測定機器 (5)その他理化学機器
33　薬品類	(1)害虫防除用薬品 (2)悪臭防止剤 (3)その他薬品 (4)衛生材料
34　印　刷	(1) 軽印刷 (2) 活版印刷 (3)平板印刷 (4)フォーム印刷 (5) コピーサービス (6) 地図印刷 (7) マイクロフィルム
35　事務用品	(1)文房具・用紙類 (2)事務用機器 (3)事務用家具 (4)印章・印判 (5)その他事務用品
36　写　　真	(1)写真用機材 (2)現像・焼付
37　室内用品	(1)室内装飾品 (2)家具 (3)その他室内用品
38　ゴム・皮革・繊維・合成樹脂製品類	(1)オイルフェンス (2)防舷材 (3)テント・シート (4)被服類(5)その他ゴム・皮革・繊維・合成樹脂製品
39　荒物・雑貨	
40　燃料・油脂・塗料	**(1)燃料** (2)油脂 (3)塗料
41　百貨店・総合商社	(1)百貨店 (2)総合商社
42　船　　舶	(1)バージ船 (2)プッシャーボート (3)その他船舶 (4)船舶用部品・修理
43　自 動 車	(1)普通乗用車 (2)特殊作業車 (3)その他自動車 (4)自動車用部品・修理
44　電気・通信機器	(1)家庭用電化製品 (2)冷暖房機器 (3)通信機器 (4)その他電気機器 (5)電気用雑品 (6)ＯＡ機器
45　土木建設資材	(1)砂・砂利 (2)砕石 (3)土 (4)石材 (5)鋼矢板 (6)その他
46 消防･防災用品類	(1)消防･防災用品
47 広告･宣伝	(1)広告･宣伝 (2)映画等製作

48 標識類	(1)道路標識 (2)浮標 (3)看板
49 輸　送	(1)傭船 (2)廃棄物輸送(海上) (3)一般貨物輸送
50 施設管理等	(1)ビル管理 (2)施設警備 (3)機械警備 (4)清掃管理 (5)貯水槽・浄化槽管理 (6)樹木等管理 (7)害虫等駆除(建物) (8)自家用電気工作物保安管理
51 情報処理	(1)システム開発 (2)データ入力 (3)その他情報処理
52 作業代行	(1)報告書等作成 (2)図書等整理
53 電力供給・売買	
54 その他	

※ 申請種目の数は、5種目以内とする。

3 提出書類

①	入札参加資格審査申請書(物品供給等)	様式第1号(C)
②	誓 約 書	様式第2号
③	委任状(代理人を設けない場合は、提出不要)	様式第3号
④	使用印鑑届	様式第4号
⑤	印鑑証明書(写は不可。発行後3カ月以内のもの)	
⑥	法人登記薄謄本[履歴事項全部証明書](個人は、住民票又は住民票記載事項証明書)又はその写(発行後3ヵ月以内のもの)	
⑦	許可等を有することを証する書類又はその写(営業を行うについて許可等を要する場合のみ)	
⑧	産業廃棄物収集運搬業の許可書の写 (廃棄物輸送(海上)のみ)	
⑨	業者カード(物品供給等)及び付表(付表は、廃棄物輸送(海上)のみ)	様式第8号 (C-1、付表)
⑩	受 付 票(物品供給等)	様式第9号(C)
⑪	令和2・3年度入札参加資格審査申請書受領書(物品供給等)	様式第10号(C)
⑫	申請書受領書用封筒 1通 (244円分[特定記録]の切手を貼付し、返信先を明記した長形3号封筒)	

4　書類作成

(1) 各様式のうち、枚数が不足するおそれのあるものは、あらかじめ複写により、必要枚数を作成すること。

(2) 各様式中の注意事項に留意して記載すること。

(3) 申請書類はＡ４版とし、上記３の①から⑧の順に重ねたものと、⑨から⑫の順に重ねたものとに分けて用意すること。

なお、①から⑩は審査後A4縦にファイリングするため、左側（横方向の書類⑨は、書類タイトル上部）にパンチによる穴あけをしておくこと。